

第1回 笛吹市介護保険運営協議会

議 事 要 旨

開催日時：令和2年8月25日（火）午後1時30分～午後3時

開催場所：笛吹市役所本館3階301会議室

出席者（委員12名）

（委員） 芦澤委員、中村委員、近藤委員、佐藤委員、須田委員、荻野（健）委員、
荻野（陽子）委員、竹内委員、久保田委員、霜村委員、武川委員、伊原委員

（欠席） 雨宮委員

（事務局）保健福祉部 飯島部長

長寿介護課 新開課長

長寿介護課 5名

事業計画策定業務受託事業者 1名

傍聴人：0名

【次第】

○笛吹市介護保険運営協議会委員委嘱式

1 委嘱状交付

○令和2年度笛吹市介護保険運営協議会

1 開会

2 市長あいさつ

3 役員選出

4 会長あいさつ

5 諮問

6 議事

(1) 介護保険事業進捗状況について

(2) 平成31年・令和2年度介護保険特別会計予算について

(3) 笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について

(4) その他

7 その他

8 閉会

【議事（要旨）】

(1) 介護保険事業状況について

事務局より資料に基づき説明

委員長 ご質問等ありますか。

委員長 質問等無いようですので、次に進みます。

(2) 平成 31 年度・令和 2 年度介護保険特別会計について

事務局より資料に基づき説明

委員長 ご質問等ありますか。

委員 31 年度決算書の歳入にありますが「繰入金」と「繰越金」について説明をいただきたい。また、介護保険料は年金から引かれる方と引かれない方がいらっしゃいますが、判断基準を教えてください。

事務局 繰入金とは、歳出のうち笛吹市が負担するべき金額を繰入金として受け入れるものです。繰越金とは、決算時に歳入と歳出の差額を翌年度に受け入れるものです。
また、介護保険料が年金から引かれるか引かれないかの基準は、年金の年額が 18 万円以上であるかになります。

委員 介護保険料を滞納している方とはどのような方ですか？

事務局 年金から天引きができない約 2,000 人のうち、介護保険料を滞納してる方がいらっしゃいます。年金額が少ないために年金からの天引きができない方になりますので、収入が少ないことが推測されますので、徴収員が訪問して説明を行い、少額ずつ分割して納めていただいたりしています。

委員 不納欠損額は過去に比べてどうか？

事務局 昨年度は 1,400 万円ほどでした、それ以前の 3 年間ほどは毎年 1,700 万円ほどでした。昨年度は従来の取り組みに加えて、収入が多い方で滞納がある方に対して通知を発送し、個別にお話を伺い説明を行った結果、不納欠損額が減少しました。

委員 介護保険料の時効が2年とは、法律で決まっているのですか？

事務局 はい、民法で2年と定められています。

委員 訪問介護と通所リハのサービス利用が予算額よりも少ないことについて、事務局で理由が分かれば教えていただきたい。

事務局 訪問介護については、アンケートや認定の結果からの推測になりますが、笛吹市においてはヘルパーが行う生活援助は同居又は近くに住んでいる親族が行っている傾向があるためだと思われまます。
通所リハについては、申し訳ありませんが思い当たる所がありません。

委員 私の勤務先の通所リハの定員が60人から20人に減ったことが理由だと思います。

委員 訪問系のサービスは過疎地域や山間地でも利用できるのでしょうか？

事務局 市街地と比較すると少ないですが、サービスの提供はされています。

(3) 笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について

事務局より資料に基づき説明

委員長 ご質問等ありますか。

委員 ユニバーサルデザインの推進について、昨年度に笛吹市医師会から提案書を出している、その事について現状を伺いたい。

事務局 確かにいただいております、内容が温泉施設や旅館などに対する提案でしたので、所管する産業観光部にお渡ししてあります。その事についての協議が行われたという話しは聞いておりません。

(4) その他

- 委員長 何かございますか。
- 委員 コロナ渦における要介護認定の申請状況と、サービスの利用を控えると言った話を聞きますが、市の状況を教えてください
- 事務局 要介護申請については、4・5・6月の新規の申請が前年比で少なかったです、7月からは増え始めています。更新申請のうち約8割の方が、コロナによる特別措置であります1年間の認定延長を申請されています。
サービスの利用については、通いのサービスを控えている方がいらっしゃることは把握しています、こちらも認定申請と同様に7月から利用が増加しています。
- 委員 生活体制整備事業について、今後の活動を行うに向けて決まり事やルールのようなものを教えていただきたい。また、活動に際しての予算措置などはどうか？
- 事務局 身体介護に関わる部分は出来ませんが、どこまで行うかについては各地域の協議体でご検討いただきたい。また、予算については協議体から要望を受けて市において検討を行います。

【閉会】